

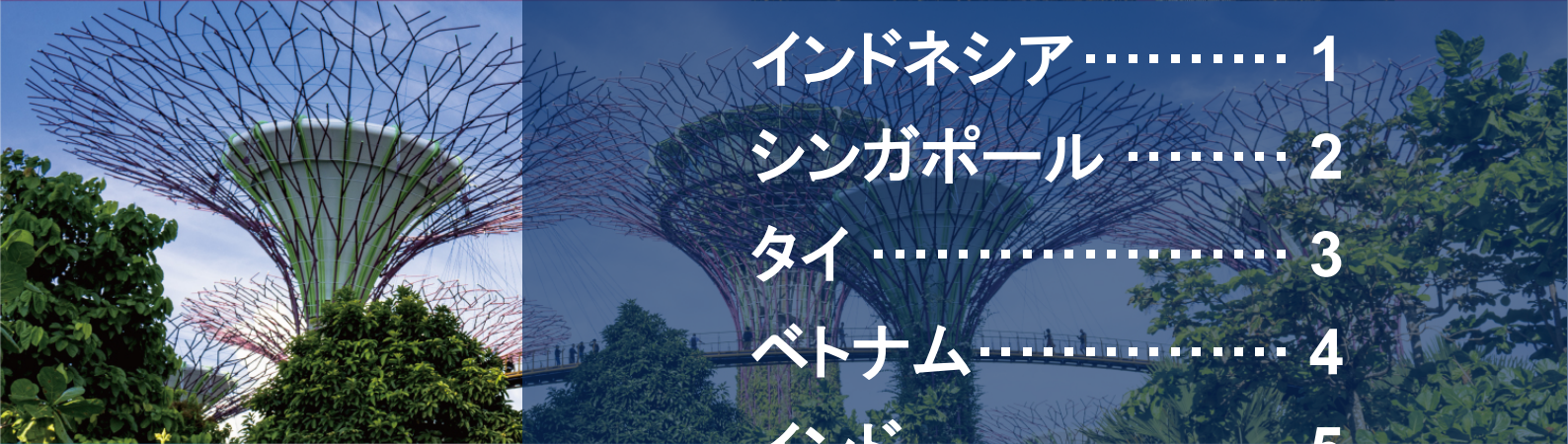


NISHIMURA & ASAHI

2022年 第1四半期 (1-3月)



ASIAN LEGAL UPDATE



インドネシア	1
シンガポール	2
タイ	3
ベトナム	4
インド	5



1. 提携要請

投資事業活動に関する 2021 年大統領令第 10 号(以下「大統領令 10 号」という。)に基づき、インドネシア投資調整庁(Badan Koordinasi Penanaman Modal、以下「BKPM」という。)は、大統領令 10 号が定める一定の大規模事業者(PMA(外国投資)会社として知られるインドネシアの外国資本の有限責任会社(以下「PMA 会社」という。)を含む。)の中小零細企業(MSMEs)との提携要請についてより詳細に定めた規制を公布した(2022 年 2 月 11 日施行)。

当該 BKPM 規制は、これまで明確ではなかったか又は詳細情報がなかった事項について明確に定めている。例えば、次の事項である。

- a) MSMEs と提携することを要請される PMA 会社は、初めに、提携を確約する意思を表明する書簡(コミットメントレター)を提出しなければならない。コミットメントレターには、事業の種類、推定される事業価値及び提携の実施期間の 3 つの事項が記されている必要がある。コミットメントレターの提出義務は、(i)新規 PMA 会社、(ii)政府による投資優遇措置を受ける既存の会社、及び(iii)(事業分野の追加、生産能力の増強又は事業地の追加により)事業を拡大する既存の会社に適用がある。
- b) 当事者の提携に用いることができる一定の方法があり、これらの方法には、事業協力及び外部委託が含まれる。外部委託については、外部委託を行うことができる事業の種類は PMA 会社の非中核事業/活動に限られることが当該規制により明確化された。
- c) 実施段階においては、提携は、PMA 会社と MSMEs の間で締結された事業提携契約に基づくものでなければならない。かかる契約には、提携期間、支払方法及び支払条件並びに紛争解決方法を含む一定の規定が定められているものとする。
- d) 提携は、PMA 会社とその事業活動を継続する間は、持続可能な方法で実施されなければならない。

2. インドネシアの新首都

国の首都に関する 2022 年法律第 3 号は、インドネシアの首都が、ジャカルタ首都特別州からカリマンタン州へ移転することを再確認するものである。この法律に関連して注目すべき点は次のとおりである。

インドネシアの新しい首都の名はヌサンタラ(Nusantara)であり、その開発は、特別機関により主導される予定である。特別機関が有する権能としては、特に、首都の準備及び移転のために、投資許可を発すること及び資金調達を支援する優遇措置を当事者に対して講じることである。このヌサンタラの特別機関は 2022 年末までに活動を始める予定である。

ヌサンタラへの官庁の移転は段階的に行われる予定であり、大統領は、公式な移転日を含め、この事項について詳細に規定する大統領令を発する予定である。それまでは、国の首都の位置、機能及び役割は変わらないままである。

ヌサンタラはまた、外国及び国際組織/機関の代表の標準的な所在地に指定されており、この目的のため、政府は、これらの代表が移転する意欲を高めるように(互惠主義に基づいた)土地に関するインセンティブ及び他の非物質的なインセンティブを用意する予定である。政府は、首都の移転から 10 年以内に、外国の代表及び国際組織の代表がヌサンタラに移転することを構想している。

1. COVID-19 関連

シンガポール国内の COVID-19 感染状況が安定したこと及びオミクロン株の感染ピークを越えたことを踏まえ、政府は、以下のように、全企業を対象とする安全管理対策(Safe Management Measures)の見直しや、渡航再開に向けた国境措置の緩和を行った。

2022 年 3 月 29 日から、職場の勤務体制に関して以下のような緩和措置がなされた。

- a) 在宅勤務が可能な従業員のうち 75%以内であれば出勤を可能とする
- b) 出席者が 50 人以上のイベントを含む全ての職場関連イベントにおいて飲食物の提供を認め、また、イベント主催者はイベントについて当局に通知することを不要とする
- c) 勤務場所での社会的集会について、10 名までのグループを許可する(グループの全員がマスクを着用していない限り、各グループ間の安全距離は 1 メートルとする)
- d) 屋内ではマスク着用は必須であるが、屋外では任意とする
- e) 移民労働者のワクチン接種率及びブースター接種率が高いことを考慮して、ドミトリーに居住するワクチン未接種又は一部接種の労働者を含む全てのセクターの労働者に対する定期検査(Rostered Routine Testing)を廃止する

COVID-19 陽性の従業員に関しては、身体的に健康な従業員は可能であれば在宅勤務を認めるべきとし、在宅勤務が不可能な場合には、雇用者は、当該休暇期間について、診断書を求めることなく有給病気休暇(有給非入院病気休暇又は有給入院休暇)として扱うべきとする。

2022 年 2 月 1 日から、COVID-19 のワクチン接種は、新規就労ビザの承認又は付与の条件となり、また既存の就労ビザの更新の必要条件とされることになった。

2022 年 3 月 31 日から、ワクチン接種済みの旅行者は、ワクチン接種済み旅行者対象の旅行フレームワーク(Vaccinated Travel Framework)の下で隔離なしでシンガポールに入国することができる。また、航空路又は海路から入国する一定のカテゴリーの旅行者は、シンガポールへの出発前 2 日以内に出発前検査を受ける必要があるものの、到着時の PCR 検査又は外出禁止措置(Stay-Home Notice)の対象から除外された。

2. エンプロイメントパス(Employment Pass(EP))の資格要件の変更

人事省(Ministry of Manpower)は、2022 年 9 月 1 日からの新規 EP 申請及び 2023 年 9 月 1 日からの EP 更新申請に対して、最低適格給与を 4500 シンガポールドルから、5000 シンガポール(金融セクターを除く全てのセクター)又は 5500 シンガポールドル(金融セクター)へ引き上げる予定である。2023 年 9 月 1 日からの新規 EP 申請及び 2024 年 9 月 1 日からの EP 更新申請については、かかる給与要件に加えて、EP 申請者は補完的評価フレームワーク(Complementarity Assessment Framework(COMPASS))に合格する必要がある。COMPASS は、各 EP 申請につき、(a)個々の属性(給与、資格又は不足職業リスト該当性)及び(b)企業関連の属性(多様性、現地雇用支援、イノベーションに関する特定の評価基準の達成又は国際化活動)に基づいて総合的に評価するものである。

3. 1953 年中央積立基金法の改正

2021 年中央積立基金(改正)法及び 2021 年中央積立基金法(別紙 1 の改正)通知により、1953 年中央積立基金法が改正された。主な改正点として、(a)2022 年 1 月 1 日から 55 歳から 70 歳までの従業員にかかる中央積立基金拠出率の 2%上昇、(b)減税ルールの簡素化、(c)現金上乘せに対する年間 8000 シンガポールドルまでの減税強化、(d)退職金制度の自動移行、(e)退職金の受取りの緩和及び増額、及び(f)退職金口座への自動移行と移行の簡易化等が含まれる。

1. SME-PO とライブエクスチェンジ

中小企業及びベンチャー企業において公募による資金調達を可能とするために、タイ証券取引所監督委員会規則第 TorJor 71/2564 号及び同規則第 75/2564 号が 2022 年 1 月 16 日に公表され、同日施行された。当該規則により、中小企業及びベンチャー企業が、タイ国法上の公開株式会社であること(最低払込登録資本金の要件なし)、及び投資信託会社でない等の一定の要件を満たす場合には、新たに設立された「ライブエクスチェンジ(Live Exchange)」を通じて公募により資金を調達することができることになった。なお、募集は、金融機関、ベンチャー投資会社又はその他の経験豊富な投資家等の特定の投資家に対してのみ行うことができ、募集純額は 1000 万バーツから 5 億バーツの範囲でなければならない。これらの条件が満たされた場合、発行者が承認申請することなく、募集の承認が与えられたものとみなされ、また、募集に際してファイナンシャルアドバイザーは不要である。総じて、ライブエクスチェンジにおける中小企業及びベンチャー企業の公募に関する条件は、タイ証券取引所(SET)や代替投資市場(MAI)を通じて行われる公募に比べて緩和されている。

2. タイ証券取引委員会(SEC)が機関投資家、超富裕層投資家、富裕層投資家の定義を変更

タイ証券取引委員会規則第 Kor Chor 39/2564 号は、2022 年 2 月 26 日に官報に公示され、同年 10 月 1 日に施行予定である。本規則により、タイ証券取引委員会(以下「SEC」という。)は、「機関投資家」の範囲を拡大し、投資アナリスト、ベンチャー投資会社、プライベートエクイティ会社、エンジェル投資家及び投資事業に精通した個人(例えば、取締役、役員、従業員及び主要株主)等、複雑あるいは極めてリスクの高い商品を分析し、リスクを負うことのできる投資家を含めることとした。超富裕層(UHNWI)、富裕層(HNWI)については、SEC は、財務的資格を緩和し(例えば UHNWI は純資産額 6000 万バーツ以上又は年収 600 万バーツ以上、HNWI は純資産額 3000 万バーツ以上又は年収 300 万バーツ以上とする。)、また、投資家の知識又は経験に関する資格を検討する上での追加原則を定めている(例えば、公認証券アナリスト、公認投資・証券アナリスト、公認オルタナティブ投資アナリスト、公認ファイナンシャルプランナー等、所定の専門資格や金融証明書を保有していること)。

3. SEC がデジタル資産事業者による支払手段としてのデジタル資産の使用促進を禁止する規則を制定

タイ証券取引委員会規則第 Kor Thor 5/2565 号は、2022 年 3 月 30 日に官報に公示され、同年 4 月 1 日に施行された。本規則により、あらゆる種類のデジタル資産事業者は、商品やサービスの支払手段としてのデジタル資産の使用を支援又は促進するサービスの提供や行動をすることが禁止された。禁止行為には、店舗に対して決済サービスを提供する準備が整っていることを宣伝、勧誘若しくは提示すること、商品及びサービスの支払を容易にするためのシステム若しくはツールを確立すること、又はデジタル資産を商品及びサービスの支払手段として使用するためのデジタル財布を開発すること等が含まれる。

4. 著作権法の改正

著作権(改正)法(B.E. 2565)は、2022 年 2 月 24 日に官報に公示され、同年 8 月 23 日に発行するに施行予定である。本法では、以下の 3 つの大きな改正がなされる。

- (i) サービスプロバイダーの責任免除: 本法では、サービスプロバイダー(仲介業者、ホスティング、コンピューター又は検索エンジンデータのキャッシュ等)が、サービスの提供により著作権侵害責任を免除される方法についてより詳細な規定を定めている。
- (ii) 通知と削除制度: 本法は、ホスティング又は検索エンジンサービスを提供するサービスプロバイダーに対し、旧法では裁判所の命令に基づいていたのに対して、著作権所有者からの侵害の通知を受けた後、遅滞なくデータを削除又は停止するよう求めている。
- (iii) 技術的保護措置に関する規定: 本法では技術的保護措置の違反に関する規定が拡大された。これには、侵害の意図の有無にかかわらずアクセス制御技術的保護措置の効力を失わせる行為等が含まれる。

1. 各種法令を改正及び補足する法案

同法は、2022年1月11日に公布され、同年3月1日に施行された。同法において、主に以下の各法令について改正がなされた。

- (i) 投資法では、州政府に対して、(a)300ヘクタール以下の土地を使用し、人口規模が5万人以下の住宅又は都市区域を建設する投資プロジェクト及び(b)特定の国家遺跡及び特別国家遺跡の保護ゾーンIIの範囲内の地域に所在する投資プロジェクト等に、投資基本承認(investment in-principle approval、「IPA」)を与える権限が正式に付与された。また、「サイバーセキュリティ商品及びサービスの取引(サイバー情報セキュリティ商品及びサービスの事業並びに民事暗号商品及びサービスの取引を除く。)」が条件付投資分野に追加された。
- (ii) 企業法では、株主総会の決議承認のための65%又は50%の比率の算定方法が変更された。具体的には、旧規定では単に「出席株主の議決権の総数」とされていたが、改正法においては「出席し議決権行使した株主の議決権の総数」とされた。
- (iii) 官民連携パートナーシップ(PPP)による投資に関する法律では、政府開発援助(ODA)融資や海外スポンサーからの優遇融資による官民連携投資プロジェクトのIPA付与権限が、首相から下級官庁に一部移管された。具体的には、投資総額が「Aグループ」に相当するプロジェクトに限り内閣総理大臣の承認を必要とし、残りのプロジェクトについては、下級官庁(大臣や省人民評議会等)が承認を行うことになった。
- (iv) 電力法では、非国家経済セクターの投資家が自ら投資し建設した送電網を運用することが新たに認められた。

2. 時間外労働上限の引き上げに関する決議(決議 No.17/2022/UBTVQH15)

2022年3月23日の国会常設委員会の決議No.17/2022/UBTVQH15により、COVID-19の流行を踏まえて、年間及び月間の時間外労働時間の上限が緩和された。具体的には、労働法第107.3条により300時間の上限が認められる場合に加えて、全ての業種の雇用主は、従業員の同意を得た上で、年間200時間の上限が引き続き適用される場合(若年従業員、障害者及び妊娠中の女性従業員等)を除き、年間200時間以上300時間以内の範囲で、従業員に時間外労働に従事させることが認められた。また、雇用主は、従業員を月60時間まで労働に従事させることも認められている。これらの新しい年次上限及び月次上限は、それぞれ2022年1月1日及び2022年4月1日から適用される。

3. 不動産事業法の一定の条項の実施指針に関する政令(政令 No.02/2022/ND-CP)

2022年1月6日に公布され、同年3月1日に施行された政令 No.02/2022/ND-CP(「政令 2号」)は、政令 No.76/2015/ND-CP(「政令 76号」)を改正するもので、主な改正点は以下のとおりである。

- (i) 不動産事業会社は、自身のウェブサイト、プロジェクト管理委員会の本社及び/又は取引所において、会社、取引不動産及び関連住宅ローンに関する情報等の法定情報を随時公表及び更新することが新たに義務付けられた。
- (ii) 政令 76号では、不動産事業の取引に適用される契約書の任意のテンプレートがいくつか定められていたが、政令 2号では、一定の類型の不動産取引に使用が義務付けられる8つの法定テンプレートが規定されている。
- (iii) 不動産事業の譲渡人は、政令 76号では事業譲渡契約締結前に、顧客やその他関係者の苦情を全て解決する義務があったが、政令 2号では、事業譲渡契約締結後、譲受人への譲渡事業の引渡し前に解決すればよいとされた。

1. インド競争法: 企業結合規制における小規模対象会社除外の延長

インド競争法は、特定の閾値を超える企業結合について、インド競争委員会(CCI)の事前承認を得るための届出を義務づけている。もともと、2017年3月16日付企業省通達により、対象会社が以下に該当する場合には届出義務が免除される。

- (i) インド国内資産が 35 億インドルピー以下
又は、
- (ii) インド国内売上高が 100 億ルピー以下

この免除の期限は 2022 年 3 月であったが、今般さらに 5 年間延長され 2027 年 3 月 29 日までとなった。

さらに、CCI は、2022 年 3 月 31 日、既存の様式(水平的に重複する市場で 15%以上、又は、垂直的に関連する市場で 25%以上の市場シェアを有する取引について、当事者が CCI に提出する書式)について、記載事項の省略や重複削除を行い簡素化した。CCI は、今後ガイダンスノートを発行して、趣旨の明確化を図る予定である。

2. インド生命保険公社(以下「LIC」)への外国投資認容、スタートアップ企業の資金調達方法の柔軟化

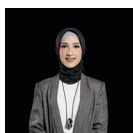
インド政府は、2022 年 3 月 14 日付プレスノート(「本プレスノート」)を発行し、概要以下の点において、2020 年 FDI ポリシーを改訂した。

- (i) 外国投資家も、政府事前承認を得ることなく(自動承認ルートで)インド最大の生命保険会社である LIC の株式資本 20%を上限とする出資が認められた。LIC は現在インド中央政府が保有しているが、今後インド最大規模の IPO に進むとされる。本プレスノートの前は、LIC への外国投資は禁止されていた。
- (ii) スタートアップ企業では、発行日から 5 年以内に株式転換されることを条件に、インド非居住者にも転換社債(convertible note)の発行が認められていたが、今般、この転換期間が 10 年以内に緩和された。
- (iii) 2020 年 FDI ポリシーでは「不動産事業」への外国投資は禁止されていたが、「不動産事業」について一貫した定義が規定されていなかった。今般、本プレスノートは「不動産事業」から REIT を除外する定義を示した。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
田中 栄里花(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



インドネシア
[ミリアム・アンドレータ](#)
提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
Mandreta@wplaws.com



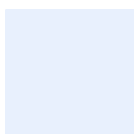
インドネシア
[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)
提携事務所パートナー
Walalangi & Partners
jdonauw@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)
[吉本 祐介](#)
インドネシアプラクティスパート
ナー, 東京事務所
y.yoshimoto@nishimura.com



シンガポール
[メリッサ・タン](#)
アライアンス事務所ダイレク
ター, Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール
[チン・スーシャン](#)
アライアンス事務所アソシエイト,
Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)
[吉本 智郎](#)
カウンセラー, シンガポール事務所
t.yoshimoto@nishimura.com



タイ
[ジラポン・スリワット](#)
パートナー, バンコク事務所
共同代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ
[アピンチャー・サーンティカセム](#)
パートナー, バンコク事務所
a.sarnitkasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)
[下向 智子](#)
パートナー, バンコク事務所
t.shimomukai@nishimura.com



ベトナム
[ヴ・レ・バン](#)
パートナー, ホーチミン事務所
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム
[グエン・ティ・タン・フォン](#)
カウンセラー, ホーチミン事務所
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)
[廣澤 太郎](#)
ベトナムプラクティスパートナー,
東京事務所
t.hirosawa@nishimura.com



インド
[鈴木 多恵子](#)
インドプラクティスパートナー,
東京事務所
t.suzuki@nishimura.com

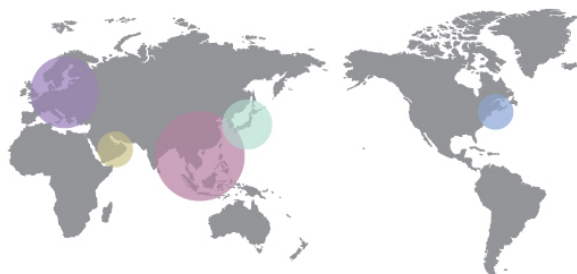


インド
[アユシュ・シャルマ](#)
アソシエイト, ドバイ事務所
a.sharma@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

© Nishimura & Asahi 2022

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内: シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Last updated: 2022.4